

◎佐賀県条例第13号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例（平成20年佐賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p style="text-align: center;">佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生</u>のための措置に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>中小企業者</u>の事業の再生を支援するため、<u>中小企業者</u>に対する融資に係る佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行う求償権の放棄等に関する措置を講じ、もって地域経済の振興に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>中小企業者</u> 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する<u>中小企業者</u>をいう。</p> <p>(2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に従い<u>中小企業者</u>に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する<u>中小企業者</u>に対する債権をいう。</p> <p>(3) 求償権の放棄等 求償権の放棄<u>又は</u>不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p style="text-align: center;">佐賀県中小企業融資に係る<u>事業再生等</u>のための措置に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>中小企業者等</u>の事業の再生<u>及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動</u>を支援するため、<u>中小企業者等</u>に対する融資に係る佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行う求償権の放棄等に関する措置を講じ、もって地域経済の振興に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>中小企業者等</u> 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する<u>中小企業者等</u>をいう。</p> <p>(2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に従い<u>中小企業者等</u>に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する<u>中小企業者等</u>に対する債権をいう。</p> <p>(3) 求償権の放棄等 求償権の放棄、<u>不等価譲渡</u>（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）<u>又は資本的劣後債権への転換及び保証付き貸付債権の資本的劣後債権への転換に係る変更</u>をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 略 (求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第135条第1項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(3) <u>金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p>	<p>(4) 略 (求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1) <u>金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p>(2) <u>特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項に規定する特定調停手続において策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画</u></p> <p>(3) <u>株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画</u></p> <p>(4) <u>株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画</u></p> <p>(5) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規</u></p>

改正前	改正後
	<p>定する特定認証紛争解決手続において策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6) <u>産業競争力強化法第135条第1項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p>(7) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p>(8) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第2号の規定により行う同法第134条第2項第1号から第5号までに掲げる業務を通じた支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p>(9) <u>中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたものに基づき策定された中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。